

『ゆしりこんぶ』採取風景



ウニ採取風景

人口と世帯

世帯数	1,449 (-1)
人口	5,958 (-7)
男	2,979 (-1)
女	2,979 (-6)
昭和56年7月末日現在 (住民基本台帳登録人口)	

主な内容

- 2 ……議会だより
- 3 ……利尻町議会議員道外先進地行政視察報告
- 5 ……出稼ぎされる方、優良勤労青少年顕彰
受賞、自然に親しむ会
- 6～7…交通安全・防犯だより
- 8 ……通話料金
- 9 ……出稼者傷害保険の加入
- 10……誌上博物館
- 11……あなたと保健室
- 13……利尻浮島まつり終る (写真集)
- 14……戸籍のうごき

交通事故死ゼロ記録9月1日現在1,144日



議会だより

昭和五十六年度第四回利尻町議会(臨時会)は、七月十八日招集され、会期を一日間と定めたと諸般の報告、町長の行政報告にひきつづき、条例案他について審議し原案どおり可決いたしました。その内容は次のとおりです。



◇ の家財の価額のおおむね三分の一以上である損害及び住居の損害のない場合

◎利尻町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

1 災害弔慰金の額

災害により死亡した者一人当たりの災害弔慰金の額、受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合、「二百万円」を「三百万円」に、その他の場合にあつては、「百万円」を「百五十万円」に改めたものです。

2 災害援護資金の限度額等

(1)療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合

イ家財についての被害金額がそ

の家財の価額のおおむね三分の一以上である損害及び住居の損害のない場合

ロ住居が半壊した場合

ハ住居が全壊した場合

ニ住居の全体が滅失若しくは流

失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があつた場合、「百三十万円」を「住居の全体が滅失若しくは流失した場合「百八十万円」に改めたもの

◎利尻町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○海運局の指定事務中

(1)雇入契約公認手数料

一件につき「百円」を「百五十円」に

(2)船員手帳の交付又は書換手数料

一件につき「六百円」を「八百円」に

(3)船員手帳訂正手数料

一件につき「百円」を「百五十円」に改めたもの

◎人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の方が推せんされました。

利尻町仙法志字本町45番地
長谷川 松雄 61歳

◎利尻町農業委員会委員の推せんについて

農業委員会等に関する法律第十二条第一項第二号並びに利尻町農業委員会委員定数条例の規定による議会推薦の農業委員は三人とし

次の方が推薦されました。

(氏名) (年齢) (住所)
齊藤文雄 61歳 杵形字本町
山本実治 68歳 仙法志字政治
森原良一 43歳 杵形字新湊

◎陳情第2号

難病患者、障害者とその家族に関する陳情について総務常任委員長報告のとおり採択されました。

町長の動向

◎6月23日 利尻町
・正・副議長、各常任委員長会議

・清水町議会議員一行来町

◎6月27日 利尻町

・第3回利尻町議会(定例会)

◎6月29日 利尻町

・利尻町消防団演習

◎6月30日 利尻町

・参議院議員・北修二先生来町(国政講演会)

◎7月1日 利尻町

・浮島まつり運営委員会

・水産庁一行来町

◎7月2日 利尻町 東京都

・漁港審議会

・宗谷地域開発諸懸案事項に関する陳情(東京、助役)

・離島航路補助制度強化に関する陳情(東京、助役)

・陳情(東京、助役)

◎7月3日 利尻町

・利礼救難所連合会合同救難訓練

・利尻山登山安全祈願祭

◎7月4日 利尻町

・全道林道協会役員会

◎7月5日 利尻町

・小樽航路打合せ会

・杵形小学校運動会

・仙法志小学校運動会

◎7月6日 利尻町

・農業委員会

・老人クラブ長生会総会

◎7月7日 利尻町

・宗谷支庁経済部長、水産課長来町

◎7月8日 稚内市

・杵形ノ稚内航路打合せ

・北海道の自然を美しくする会(助役出席)

◎7月9日 利尻町

・新湊連合自治会総会(町長、助役、主管課長出席)

◎7月10日 札幌市

・道において諸懸案事項打合せ

◎7月11日 利尻町

・電気対策委員会

◎7月12日 利尻町

・新湊小学校開校80周年記念式典

◎7月13~17日 札幌市

・備荒資金組合議会(臨時会)

・道国保連理事会
・昭和57年度諸懸案事項打合せ

議会のうごき

◎6月29日午前恵庭市議会議員一行5名が来町、副議長外議員が応接、午後より利尻町消防団の消防演習が杵形地区で実施され副議長外議員が出席。

◎7月2日より4日まで議長は、利礼会館運営委員会に出席のため稚内市へ旅行。

◎7月7日より10日まで議長外議員9名は、全道町村議会議員研修会に出席のため札幌市へ旅行。
◎7月12日新湊小学校開校80周年記念式並びに祝賀会は、新湊小学校体育館で開催され議長外議員が出席。

◎7月14日総務常任委員会は、付託陳情議件4件の審査のため会議を開き、陳情第2号を採択すべきものと決定し他の陳情3件を、なお継続審査を要するものと決定。

◎7月15日道外視察参加議員は、視察報告書とりまとめのための会議を開催。

利尻町議会議員 道外先進地行政視察報告

一、視察参加者

視察団長(議長) 惣方 惣市
議員 越智 力

” 谷口 稔

” 高島 光夫

” 関 直太郎

” 原崎 竹治

” 牧野吉太郎

随行者

議会事務局長 笹原 喜一

書記 田尻 隆志

二、視察日程

昭和56年6月4日から

昭和56年6月10日まで

6泊7日

三、視察地及び視察目的

大阪市・舞鶴市：利尻・小樽間

及び小樽と敦賀、舞鶴航路に関する

観光ルートの実情調査

敦賀市：利礼・小樽間及び小樽

と敦賀、舞鶴航路に関する観光ル

ートの実情調査及び海産物加工に

ついて

〔敦賀市〕

①市の概要と状況

敦賀市は福井県のほぼ中央部に位置し、北は敦賀湾を擁して日本海に面し、東西南の三方の山に囲れ一部は滋賀県に境を接している。山境を源とする河川が沖積層の平野部を貫き敦賀湾に注ぎ、そして湾内は敦賀半島による日本海の風浪を防ぎ天然の良港を形成している。

また、敦賀は古くから日本海沿岸の海運上、重要な地点として栄えたところで、戦後は大工場の新増設で工業都市として発展し、最近では大型フェリー船の就航などにより再び港湾都市としての機能を高めつつある。

現在人口六万三千人余りを擁する県領南地方の中核都市として海産物、観光、商業により発展している。

最近日本原子力発電所の放射能漏洩事件により京阪や中京からの観光客が減少した。そのため観光業者あるいは料理店、旅館、その他関連している業者は打撃を

被り、その解消を図るために現在、官民一体となって、このダメージの回復に一生懸命になっているのが実情である。加えて市内に五一七軒もある昆布業者もその影響を受けており、京阪神あるいは中京の消費地に加工昆布を出荷しているが敦賀のものは放射能で汚れているからだめだということ

で返品になってくるものもある。敦賀では昆布は採取されないが消費者は取れると思っている人も多く、消費者放れる傾向にありこれの対策に全力を注いでいる。敦賀で行っている昆布加工は「おぼろ」製品が多く利尻産とか稚内産を使うとか、あるいは江差産だとか青森の大間産、それから山陸の方とか色々ここで使い加工されておき、山陸の昆布は、だし昆布にならず関西方面へ出荷されている現状で、また養殖昆布は、だし昆布には向かず「イタ」を取るのに適している。「イタ」とは、信州、関西方面の正月用としてお鏡の上に置くのに使用されるため、相当量の需要がある。あるいは「ばつてら寿し」に使うのもあり、そう言うのは幅の広い養殖昆布が適している。

利尻昆布は近年高値の花のような価格で入荷量が少くなく、やはり安定した供給が必要であると申したい。

②株式会社高橋商店での懇談状況
現在、養殖昆布あるいは天然昆布をいかにして加工して売るかと言うことが大切であるが、ヒドロゾアが付いている養殖昆布は加工しても使えないし、商品にならない。養殖昆布は薄くても良いものであれば加工して商品にできる。そして加工業者は一年間を通して操業ができることが必要である。

しかし、最近の利尻昆布は高く生産量も少なくそれに比べ道内の速成昆布は安く、生産量及び出荷量も安定している。道内の昆布へ移行する方向にある。このままの状態であれば利尻昆布の必要性はなくなる。また、利尻昆布は天然昆布と養殖昆布が混っており、一昨年あたりは返品が非常に多かった。

養殖昆布は天然昆布と違って「だし」にした場合濁るのですぐ解るから、天然昆布と養殖昆布をはっきり区別して出荷してほしい。このような状態であれば今後の利尻昆布にとって悪影響が出てくるのではと申したい。

【感想】

（利尻昆布の今後の対策）

敦賀市は昆布等の加工は非常に盛んな所で、しかも前段でも申されているように、今後、利尻昆布の消費が拡大され並びに名声を保つためには何んと言っても速成昆布の出荷量並びに出荷時期に対しある程度負けないような利尻昆布（特に養殖昆布）の出荷時期を従来より更に一層早めると共に、消費地の要望に應えるような安定した供給が必要であり、例えば、この消費地が天然昆布を好み、あるいは養殖昆布を好み、又どの消費地が等級の高いものを必要か等、出荷量、価格とも安定した生産計画の必要性を感じた。

更に天然昆布と養殖昆布との混入を防止して出荷し、また雑昆布にあっても、やはり利尻昆布である以上、吹がら、ワラ等の混入も少なくする等選別に一層の注意をはらう必要があると痛感した。

また、近年の消費者の口は非常にこえていいる現状からして、これからの漁民（生産者）は絶えず、消費地の動向を自から把握する（例えば視察）必要があると感じられた。

【観 光】大阪市・舞鶴市・敦賀市）交通公社あるいは旅行会社等を

訪問して感じたことは、最近の観光客は夜移動して、次の日に観光すると言うことが多く、いかにして少ない日数で観光するかと言うように変わってきているので、この小樽、利札航路は活用できると考えられる。それでこの航路を活用させるためには、交通公社や旅行会社へ依頼するものも良いが、

国内旅行の企画メーカーであるエースセンターを利用すると全国に早く周知することが可能になる。北海道観光は札幌エースセンターで企画し、全国の交通公社等へ情報を流してくれるため、この航路を入れた旅行メニューを色々作り、札幌エースセンターに依頼した方が確実に周知できるし、団体客も集めやすいと思う。

最近交通公社においても、団体客あるいは個人客に対しても個々の日程を作るよりエースセンターの旅行メニューで行っており、事務の能率が図られている現状からして、この企画をメニューに載せてもらうことが肝要かと思われる。

今年度は団体客は無理だと思いが、来年度の利用を考えてエースセンターの企画に入れてもらうことを早急にすべきと思考する。そのためには、北海商船協会は交

通公社及び旅行会社、或いは小樽と敦賀、舞鶴航路を設定している新日本海フェリー(株)と業務提携を早く行うことが必要である。

また、全国の旅行会社の第一線の職員を集めて、利尻観光、或いは小樽航路の説明会や映画会を開く事も周知徹底ができるので、なお効果的と考える。

経費等については、会場借上料と昼食代程度を主催者が負担し、全国でもけっこう映画会や説明会を開催している。当面の急務は札幌圏や道央においても小樽、利札航路のフェリー就航を知らない人が多く、新聞掲載や折込みチラシ等の宣伝もさることながら、テレビ放送も相当周知効果があると思ふ。それと最近の観光客は舌も豊か

になつていいる事を考えるとき、料理の面においても利尻特有な産物を工夫した料理方法の必要と一層の研究が望まれる。

例えば「ソイ」一尾を取り上げて「ソイ」の吸物、「ソイ」の刺身でも扇のごとく盛り付けるとか、案外地元の人々は、こんな料理はと思いがちであるが、観光客にしてみれば意外に珍しいものであったりする。

利尻に行けば、このような特色ある料理を提供してくれるとなれば、自然と観光客は来町し誘致が図られると考える。

人事院・海上保安庁では海上保安学校学生を次の要領で募集します

△受験資格
大 学 校 学 生（昭和36年4月2日）
学 校 学 生（昭和33年4月2日）
以 降 生 れ の 者 で 高 校 卒 の 者
又 は 明 年 3 月 卒 業 見 込 み の 者

△申込書の受付期間
9月16日から9月29日まで
一 管 区 本 部 ・ 函 館 ・ 釧 路 海 上 保
安 部 で 受 付 け し ま す 。

△試験日
第1次試験（大 学 校 学 生）
11月14日(出)・11月15日(回)
(学 校 学 生)
11月15日(回)
第2次試験・昭和57年1月26日
(火)・1月27日(水)のうち第
1次合格通知書で指定す
る日。

△問い合わせ先
●第一管区海上保安本部（〒047小樽市港町5-13）
Tel〇一三四一三二一六一六
●函館海上保安部（〒040函館市海岸町24-4）
Tel〇一三八一四二一四三一一
●釧路海上保安部（〒085釧路市南浜町5-9）
Tel〇一五四一三三三二八二
その他各海上保安部・署

交通事故死^{ゼロ}目標1,200日

期 間 昭和56年4月11日から昭和56年10月27日まで

スピード・ダウンで安全運転を

利尻町交通安全推進協議会

出稼ぎされる方へ

出稼ぎされる方は、「出稼ぎ」に出かける前に必ず、次の手続きを済ませてから出かけましょう。

出稼者健康診断の実施

次の日程により健康診断を実施しますので、必ず受診しましょう。

〈沓形地区〉

●日時 9月9日(水)

午前10時～午後4時まで

●場所 保健福祉館及び国保病院

〈仙法志地区〉

●日時 9月18日(金)

午前10時～午後4時まで

●場所 仙法志寿の家及び診療所

☆検診内容

血圧測定、尿検査、胸部撮影、

聴打診(総合判定)

☆当日は、出稼手帳を忘れず持参すること。(書換えも行います)



出稼者健康診断

出稼(就労) 先の届出

☆グループリーダーの方は、必ず貴グループ内の人員を把握し、事務局へ届出すること。

出稼労働者手帳の持参

☆次のような時に必要ですので出稼の際、忘れず持参しましょう。

1 事業主に労働条件の確認

2 身体条件の確認

3 賃金未払内容の確認

4 失業の認定(住所確認)を受ける

5 季節移動労働者相談所の利用

6 手帳の有効期間は三年

国民年金

●出稼先の会社等で厚生年金に加入しないときは、そのまま国民年金に加入

●厚生年金等に加わったときは、国民年金の被保険者資格を喪失

することにしますので、役場支所で手続きをすること。

※尚、その他(年金、健康保険等)の詳しいことは、遠慮なく役場及び支所へおたずね下さい。

沓形・仙法志出張組合

住民課広報交通安全係

昭和56年度優良勤労青少年顕彰

谷 敏君(仙法志)が受賞



本年度の優良勤労青少年として谷 敏君(仙法志字御崎)が知事から顕彰されました。この顕彰は、北海道表彰規則に基づき、管内の市町村のなかで、農漁業や各職場で働く青少年のなかから勤労意欲に富んだ自立心豊かな青少年に対し、その努力を讃え、表彰、激励するもので、宗谷管内から十名の若者が選ばれました。

谷 敏君は、漁業後継者として

て漁業に愛着をもち、沿岸漁業の推進にアクアランクによる資源の調査等を率先して行う行動力あふれる好青年で、情操感豊かで組合青年部でも信望があり、将来を期待されている。

顕彰式は、七月十八日稚内市勤労青少年ホームで行われました。



自然を觀賞し、自然に親しみ、かつ身体を鍛えることを通じて国立公園の特異な自然について広く理解して頂きさらに、自然保護の高揚を図ることを目的とした「第一回利尻の自然に親しむ会」が、去る八月九日(日)行なわれました。

この日は晴天に恵まれ、役場前を出発した一行二十名は、国立公園管理事務所々長の案内のもと、沓形登山道路へ見返台園地まで徒歩により利尻の自然を探索いたしました。

この間、うっそうと生い繁げるカラマツ、クマイザサが一面を覆



ゴミ集め

みんなですすめる 交通安全



9月21日～30日

秋の交通安全

道民総ぐるみ運動



交通安全・防犯だより

楽しかった夏休みも終わって子供たちはこれまでの開放的な毎日から生活のリズムが変わり、注意力が散漫になって交通事故に結びつきやすくなります。又この時期は、各種建設工事の追い込みや、秋の観光レジャーとも重なって、トラックやマイカー等の交通量が一段と増加するため、例年、事故が増加しております。

一人ひとりが注意して、事故を起こさない、事故に遭わないよう気を付けましょう。

重点目標

◎歩行者及び自転車利用者、特にこどもと老人の交通事故防止

◎スピード・ダウン運転励行の徹底

◎安全運転の確保とシートベルト着用の推進

《こどもや老人を交通事故から守るために》

●こどもやお年寄りは赤信号

こどもやお年寄りを見たら赤信号と考え、一時停止や徐行をし、安全を確認しましょう。

●愛のひと声をかけよう

こどもやお年寄りが道路を横断するときなど「危い」と思ったら

愛のひと声をかけてあげましょう。
●歩行者保護
特に子供や老人の保護を徹底する。



●スピードをひかえて

スピードの出し過ぎや、無理な追越しなどによって、死亡事故が最も多いので、スピードは、いつも控えめに、安全運転を心がけましょう。

●シートベルトは命綱です。

運転者はもちろんのこと、同乗者も必ずシートベルトを着用してあなたの命を守りましょう。

《自転車利用者のみなさんへ》

夏の交通安全運動中、指導員警察官の協力により、交差点、街頭において歩行者等の指導にあたりましたが、信号無視、自転車利用者の安全確認及び合図の無視、誤った右折の仕方が大変見受けられました。

一歩まちがえば重大事故につながります。

そこで自転車の走行と合図の仕方を登載しましたので、一人ひとりが身につけて、自転車事故のないように心掛けてください。

◎走行と合図の仕方

1、乗車・出発

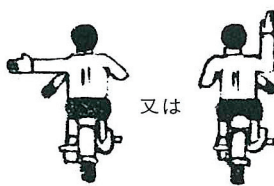
●必ず道路の左端で、左側から乗る。

2、必ず後方の安全を確かめる。

3、合図の仕方
車道の左端を走る。

(イ) (30M手前から)

左折合図



(ロ) (30M手前から)

右折合図



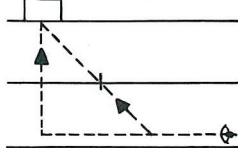
(ハ)停止合図



安全を確め停止の合図を行い静かに後輪にブレーキをかけ左端に停止し左側に降りる。

(ニ)横断歩道のない場合

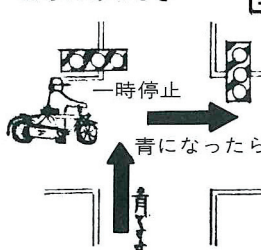
(直角横断する)



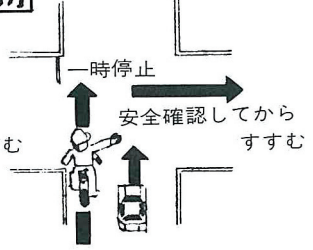
センターライン

(イ)横断歩道のある場合

信号のあるとき



信号のないとき



4、「あぶない乗り方」が見かけますが、次のようなことは絶対やめましょう。

◎2人乗り

◎並んでの走行（一列になって走行しましょう）

◎サンダルばき

◎無灯火の自転車利用

◎荷物の積みすぎ

◎酒を飲んだの自転車利用

◎必ず一時停止

曲り角や広い通りへ出るときは必ず一時停止して安全を確かめる。



（利尻町交通安全推進協議会）

防犯だより



く気をつけよう

甘い言葉と 暗い道

夏の暑さも去り、すずしい季節となりましたが、例年この時期に女性や幼女を狙ったチカンが増えますので、チカンの被害にあわないよう、次のことに気をつけましょう。

●見知らぬ人からの誘いは断る。

●夜道のひとり歩きはしない。

●夜遅くなるときは知人に送ってもらうか、タクシーを利用する

●チカンにあつたら大声をあげて付近の人に知らせる。

●最近、セールスを装ったチカン、押売りが増えておりますので、見知らぬ人が訪ねてきたときは、かたんに話に乗らない、はつきりすることわる。

●チカンの被害にあつたとき、またはチカンを見たり聞いたりしたときは、勇気をもって警察へ届け出ましょう。

駐在所だより

◎沓形・仙法志駐在所では、秋の交通安全運動期間中、特にスピード違反、飲酒運転など交通五悪の取締りを行います。

◎沓形市街(道々)は駐車禁止です。

◎沓形市街(道々)は駐車禁止です。

違反することのないよう気を付けましょう!!

◎押売りにご用心

最近各家庭をまわって「安くまけておく」とか「あまつたので」と言つて押売りをするのが多くな



【警察官紹介】

―着任にあたって―

私は、八月一日付で旭川方面本部交通機動隊から沓形警察官駐在所に赴任して来ました猪股です。

ついています。 いらぬものは「いりません」とはつきり女関先でことわりどうしても帰らないときは警察へ連絡してください。



今までは、交通指導取締を専門に行つて来ましたが、

今後は、利尻町の皆様の意見、要望等を十分に取り入れた警察活動を行つて行つと思つております。又利尻町交通事故死ゼロがいつまでも続くよう皆様と共に微力ではありますが努力して行きたいと思つております。皆様の御協力をお願い致します。

旭川方面稚内警察署

沓形警察官駐在所

巡查 猪股 茂信

急カーブ徐行 看板設置

交通事故 防止 よびかけ

道々仙法志長浜に、交通安全啓発板が設置されました。

これは、仙法志交通安全協会と同警察官駐在所が共同で製作した看板「急カーブ徐行」を労働奉仕で設置したものです。

この地区は民家が道路近くになり、道路が曲りくねつて、特に通しのきかない危険な力所、この啓発板を見て、正しく徐行するドライバーが増えております。



通話料金がさらに安くなりました

◇遠くへお得な遠距離値下げ

500キロメートルを超える遠距離通話料が約14%～17%安くなりました。

☒遠距離の通話料

(平日3分間ダイヤル通話した場合の例)

項目 通話距離	改 定 前					改 定 後				
	ダイヤル通話 (10円でかけられる秒数)			100番通話 (初めの3分の料金)		ダイヤル通話 (10円でかけられる秒数)			100番通話 (初めの3分の料金)	
	昼 間	夜間割引	深夜割引	昼 間	夜間割引	昼 間	夜間割引	深夜割引	昼 間	夜間割引
	午前8時 ～ 午後7時	午前6～ 8時午後 7～9時	午後9時 ～ 午前6時	午前8時 ～ 午後7時	午後7時 ～ 午前8時	午前8時 ～ 午後7時	午前6～ 8時午後 7～9時	午後9時 ～ 午前6時	午前8時 ～ 午後7時	午後7時 ～ 午前8時
500kmを超え 750kmまで (秋田・弘前)	3秒 (600円)	5秒 (360円)	7.5秒 (240円)	600円	360円	3.5秒 (520円)	6秒 (300円)	8秒 (230円)	525円	300円
750kmを超えるもの (東京・大阪)	2.5秒 (720円)	4 4秒 (450円)	6.5秒 (280円)	720円	450円	3秒 (600円)	5秒 (360円)	7.5秒 (240円)	600円	360円

注 ダイヤル通話の()内は3分間通話した場合の料金です。

◇昼間もお得な日曜・祝日割引

60キロメートルを超えるダイヤル通話料が日曜・祝日は昼も約4割引になりました。

日曜・祝日は昼間(午前8時～午後7時)も夜間割引と同じ料金でかけられます。

◆日曜・祝日割引の通話料

(昼間3分間ダイヤル通話した場合の例)

距 離	平 日	日曜・祝日	距 離	平 日	日曜・祝日
60kmを超え80kmまで	120円	90円	240kmを超え320kmまで	360円	200円
80kmを超え100kmまで	140円	90円	320kmを超え500kmまで	450円	260円
100kmを超え120kmまで	180円	100円	500kmを超え750kmまで	520円	300円
120kmを超え160kmまで	230円	120円	750kmを超える地域	600円	360円
160kmを超え240kmまで	280円	150円			

注 交換手扱い通話には、日曜・祝日割引は適用されません。

◎くわしくは、利尻礼文電報電話局(2局1000番着信無料)

へお問い合わせください。

防ごう非行・助けよう立ち直り

利礼地区保護司会利尻町分区会

出稼ぎに出かける前に 加入手続を

―出稼労働者 傷害保険―

今年も出稼ぎの時期となりま
したが、安心して就労することがで
きるように、必ず保険に加入し
ましょう。

この保険の特典

この制度は道内に住んでいる方
が出かせぎ中万一負傷などにあつ
た場合に、その掛金に応じ保険金
が支払われるものです。

又、この制度には道、及び町が、
加入者の掛金負担の軽減をはかる
ため、保険金五十万円、加入月数
八か月を限度に、保険料の三十%
(町の補助も同率)を補助してお
ります。出かせぎされる方とそ
の家族の安心のために、就労前に、
ぜひこの保険に加入してからお出
かけ下さい。

加入方法

役場にある加入依頼書に必要事
項を記入し、保険料を添えて役場
広報交通安全係または、支所に申
し込んで下さい。

- 1、保険料は別表のとおりです。
- 2、保険金額は、一名につき五十
万円以上五十万円きざみで、三
百万円まで加入できます。
- 3、保険期間は、一か月以上一年
以内。

支払われる保険金の種類

- 1、通院保険金
事故の日から百八十日以内にそ
のけががもとで通院された場合、
通院日数一日につき保険金額の千
分の一が九十日を限度として支払
われます。
- 2、入院保険金
事故の日から百八十日以内にそ
のけががもとで入院された場合、
入院日数一日につき保険金額の千
分の一・五が百八十日を限度とし
て支払われます。
- 3、後遺障害保険金

事故の日から百八十日以内にそ
の傷害がもとで後遺障害が生じた
ときは、その程度に応じ、保険金
の三%―百分の割合で支払われま
す。

4、死亡保険金

事故の日から百八十日以内に死
亡されたときは、保険金額の全額
が支払われます。

保険金を支払われない場合

故意による場合や自殺、胸疾患
疾病、心神喪失等の場合は保険金
は支払われません。

保険金の支払いを受ける場合

事故がおきたときは、三十日以
内に事故発生通知書(ハガキ)で
通知して下さい。通知しない場合
は、保険金が支払われなことが
あります。

※ 詳しいことは広報交通安全係か
仙法志支所におたずね下さい。

あなたの傷害保険掛金の早見表

(単位:円)

保 金	保 険 額	加入月 数	1	2	3	4	5	6	7	8
50万円	保 険 料		350	700	1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800
	道 補 助 額		105	210	315	420	525	630	735	840
	本人負担額		245	490	735	980	1,225	1,470	1,715	1,960
100万円	保 険 料		700	1,400	2,100	2,800	3,500	4,200	4,900	5,600
	道 補 助 額		210	420	630	840	1,050	1,260	1,470	1,680
	本人負担額		490	980	1,470	1,960	2,450	2,940	3,430	3,920
150万円	保 険 料		1,050	2,100	3,150	4,200	5,250	6,300	7,350	8,400
	道 補 助 額		315	630	945	1,260	1,575	1,890	2,205	2,520
	本人負担額		735	1,470	2,205	2,940	3,675	4,410	5,145	5,880
200万円	保 険 料		1,400	2,800	4,200	5,600	7,000	8,400	9,800	11,200
	道 補 助 額		420	840	1,260	1,680	2,100	2,520	2,940	3,360
	本人負担額		980	1,960	2,940	3,920	4,900	5,880	6,860	7,840

(注) 道では、保険金額50万円、加入月数8ヶ月、保険料
2,800円に相当する保険料の30%840円を限度として掛
金の補助をしています。町も同様の補助をしていま
すので、次のようになります。

(50万円、8ヶ月加入のとき)

保険料	2,800円
道補助	840円
町補助	840円
最終本人負担額	1,120円

行方不明者相談所開設

みなさんの家族や親族のかた
で家出をしたり、出張先や出稼
ぎ先等から突然所在が不明にな
った方はありませんか。
道内では昭和四十六年から現
在まで約八千人の方が行方不明
になっており、この中には不幸
にして犯罪の被害者になったり、
すでに死亡して身元が判らない
ために無縁基地に淋しく葬られ
ている人もいます。

このような人を少しでもなく
したいということから本年も
「行方不明者相談所」が開設さ
れます。
個人の名誉と秘密は厳守しま
すので安心してご相談においで
下さい。

◎日時 9月9日午前9時30分
から午後4時まで

◎場所 稚内警察署
(稚内市中央3丁目)

誌 上 博 物 館



◎海に生きる(五)

七、磯と沖合

明治初期の北海道の産業といえは漁業であり、ニシン・サケ・マス・コンブを主とする水産物が経済の基礎でありました。

明治期における北海道の漁業は明治二〇年代から三〇年代にかけて沿岸漁業を中心として著しい発展を遂げます。しかし、明治三〇

年をさかいにして、ニシンをはじめサケ・マス・昆布などの水産物の減少にともない、漁獲高の減少など、漁業の停滞がみられます。

大正期になると、明治後期の停滞を脱して急速に発展します。このことは、表1の総漁獲高の明治四三年と大正二年とを比較するとわずかに三年後でありながら漁獲量はほぼ二・六倍に急増していることからわかります。また、漁獲物

表1. 総漁獲高

	数 量		価 格	
	千石	千円	千石	千円
明43	2,053	10,082		
44	2,879	13,726		
大 1	3,187	14,251		
2	5,297	19,161		
3	4,106	18,187		
4	4,525	16,801		
5	5,466	22,727		
6	3,796	21,984		
7	3,233	30,056		
8	4,953	50,802		
9	5,597	48,164		
10	5,127	42,709		

新北海道史第4巻掲載

表2. 総漁獲高

	数 量		金 額	
	千貫	千円	千貫	千円
明43	82,140	10,112		
大 1	127,480	14,288		
5	219,179	23,065		
10	208,890	44,400		
11	221,629	48,349		
12	249,486	56,160		
13	261,158	54,932		
14	326,680	59,103		
15	321,018	56,031		
昭 2	522,638	65,630		
3	283,340	49,079		
4	290,078	53,690		
5	342,504	38,380		
6	367,820	34,117		
7	347,944	33,123		
8	493,314	40,986		
9	493,477	50,599		
10	343,890	46,290		

の価格は大正七、八年ころから急騰しています。これらは、明治後期において減少していた漁獲物が急速に回復され、かつ増大していることによるものと、別の水産物の漁獲量が増大したことによるものです。大正期になっても、最大の漁獲物はニシンですが、明治後期にみられたサケ・マスは後退し、かわって、トラ・イカ・カレイが漁獲量をのばしています。トラ・イカ・カレイの漁獲は沖合漁業に属するものですが、当時沖合漁業による漁獲物はカツオ・サバ・マグロ・ブリ・スケトウトラ・カスベ・タラバガニなどがあります。これら沖合漁業の漁獲量は、明治後期と比較してみると、約二・五倍に増

加しています。さらに、沿岸漁業においては、ヒラメ・ホッケ・タコ・ナマコ・エビ・アワビ・ホタテなどの漁介やテングサ・フノリ・ワカメ・ノリ・ギンナンソウなどの海藻類も漁獲量が増加しています。このように、漁獲対象の水産物が限られたものから多種多様になることは、特定地域でおこなわれていた漁業が北海道の各地域でおこなわれるようになったこと、あるいは漁業経営が多角化してきたことがあげられます。

大正期の漁業が多様化・多角化したことは、とくに沖合への進出などにより、漁業が回復のきざしをみせます。これは大正期をつうじていっそう助長されます。しかしながら、昭和にはいつての不況期には、漁業もまたその影響をうけます。表2にみるように、昭和二年には最高の漁獲高を示しますが、翌三年以降は漁獲量が激減し、さらに魚価の下落による低

迷などにより、漁業の停滞が昭和七年ころまで続きます。昭和初期の漁業の停滞のなかで、北海道漁業は沿岸漁業から沖合・遠洋漁業へと主流が移っていきま

す。また、このころ、はじめてウニが水産製造物の雑類として名前がみられるようになります。

昭和初期の深刻な状況を打開しようとして救済と更生をはかりました。漁民側においては、漁業組合などを中心として窮乏をぬけだそうと努力がなされます。しかし、戦争の拡大や深化にともない、漁業も衰退し、戦時体制の強化にともなって、漁業も統制下におかれるようになります。

この時期は、依然として沿岸漁業は低迷を続けますが、沖合・遠洋漁業は順調に発展します。戦後、深刻な食糧危機に対処するための強力な漁業の復興政策にのって、漁業は回復します。

戦後の漁業の漁獲対象物は、ニシンからイカ・スケトウトラに中心がかわります。ニシン・コンブは漁獲量において低落し、かわってスケトウトラ・イカ・サンマ・ホッケなどの漁獲量が増加します。

戦後漁業は、それ以前にみられた沿岸漁業の衰退と沖合・遠洋漁業の進展によりいっそう助長されます。特に、沿岸漁業においては昭和三〇年以降ニシンの決定的な凶漁により、道は昭和三年三月に緊急凶漁対策を実施、さらに同年八月には春にしん地帯総合開発計画を立案します。このなかで、沖合漁業への転換をはかること、浅海漁業を振興することなどがあげられています。

このような北海道の漁業の変遷のなかで、利尻島の漁業が理解されなければなりません。今回は、利尻島の磯漁業をとりあげてみます。

参考文献 新北海道史第4巻 第5巻 第6巻

あなたと保健室

健康診査について

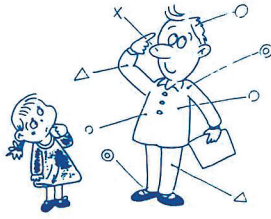
今年も例年通り、9月上旬に健康診査が行なわれます。そこで今回は、この健康診査について考えをみましょう。

自分の身体は自分で管理しよう

自分の身体は、自分がいちばん知っていると言われますが、これは錯覚に落ちいりやすい言葉です。

なぜなら、病気のなかには自覚症状がほとんどないまま、ひそかに進行するものも少なくないからです。とくに成人病は、知らないうちに進行している事が多いのです。

このように考えると、たんなる健康への自信のみでは健康は保証さ



れません。幸いに利尻町では年毎に健康診査に関する認識が高まり受診される方が多くなってききましたが、皆さんはもちろん、身近の方にもさそいをかけ、自分自身の健康管理をされるよう心がけましょう。

健康診査はなぜ必要か

健康診査は、健康であることを確認し、さらに健康増進をはかるために大切なものです。また、病気を抱えているが気づいていない人や、病気のもとになる異常な状態にある人を早期に発見する為に有効な方法です。しかし、利尻町で行なう健康診査は、短い時間で多くの人達をみなければなりませんので、これだけで、身体のすべてがわかるわけではありません。限定された身体の状態の異常があるかないかのふるいわけで行なうのです。もし、異常が認められたり、疑いがある場合には、さらに精密検査を受ける必要があります。

検診用語を知っておこう

検診の結果を見るといろんな記録が書かれています。正常であれば良いのですが、「要注意」とか「要治療」などと書かれた場合には、どうしていますか。これらの正しい理解と知識を身につけて検診の後に対処された方が良いと思います。

「正常」又は「異常なし」のとき

あなたは、今回の検診の範囲内では、どこにも健康をそこなうような因子は発見されませんでした」ということです。

しかし、一回の検診で正常だったからといって安心してしまい、次の回の検診を受けないともよいと思いきなり、無罪放免とばかりに不摂生な生活をして良いというのはありませんから、注意して下さい。

「要観察」・「要注意」のとき

これは、これからの健康管理にあなたも医師も、十分注意して経過をみようということです。検診ではいちばん大切な区分で、あなたの努力で健康が勝ちとれるのですから、日常生活上の注意を受けたら、必ず守るようによみましょう。

「要医療」・「要治療」のとき

この場合は、検査所見のうえで異常と思われる部分があり、医師の治療を受けたほうがよいという人です。このような時は、すぐに治療を受けた方が、早くに治るの放っておかないようにして下さい。これが守られないと、早く治る病気も悪化して、生命が危険となる場合もありますし、治療するにも何倍もの時間と費用がかかることになります。

「要再検」・「要精検」のとき

検査数値が正常範囲より少し高かったり、やや異常と判断できることがあったりして、病気の有無その程度をさらに正しく知ってもらうというものです。この指示があれば、積極的に受診するようにして、今後の健康な生活を送るためにも、自分の身体の状態を正しく把握しておきましょう。

保健婦 平野・記





9月のこよみ

- 1日 防災の日(国土庁、消防庁)
健康増進普及運動月間(～30日、厚生省)
建築物防災指導週間(～7日建設省)
- 11日 二百十日
- 13日 第36回国民体育大会夏季大会(～16日滋賀県で)
司法保護記念日
- 15日 敬老の日
老人福祉週間(～21日、総理府、厚生省)
- 16日 わが国考古学始まる(明10)
- 20日 彼岸入り、航空記念日
動物愛護週間(～26日・総理府)
- 21日 秋の全国安全運動(～30日・総理府・警察庁)
環境衛生週間(～27日、厚生省)
- 23日 秋分の日
- 24日 結核予防週間(～30日、厚生省)
- 27日 日本最初の海外飛行(大10)
- 30日 新生活運動協会発足(昭30)

くらしの豆知識

領収書を保管する習慣を

●領収書は証拠

領収書は、金銭を支払ったり、品物を引き渡したりしたことの証拠です。お金や品物を渡す者は領収書と引きかえでなくてはこれを渡さないということができません。

●領収書の保管期間

借金を返済するときや売買代金を支払うときは必ず領収書を請求し、受け取ったあとは大切に保管しましょう。特に、毎月定期的に支払うものについては、二重払いやトラブルを防ぐために必ず実行しましょう。

●領収書の活用

税金の申告のとき必要経費の証明になります。また、買った品物が送られてこないとき、買った品物に欠陥

はつきりさせること。作成者(品物、金銭の受領者)の署名押印があるか、受領年月日の記入があるかを確認すること。

受領者が契約の本人でないときは、品物や金銭を受け取る資格があるかを本人に直接確認する。正式の領収書をつくるのができないときでも、必ず仮領収書をつくり受領者に署名してもら

消滅時効期間の目安

消滅時効期間の目安

年数	消滅時効期間の目安
1年	旅館などの宿泊料、食堂などの飲食代や席料、タクシー代、旅客や貨物の運賃、大工や左官などの手間賃、家事使用人の給料、貸衣装などの動産の損料
2年	学校や塾の授業料、けいこごとの月謝、洋服屋・靴屋などの職人の手間賃、商品の代金、クリーニング代、パーマや散髪代、電気・ガス代
3年	医療費、建築工事費など
5年	国税・地方税・水道料金などの公共料金、地代、家賃、利息、月賦代金、商売上の貸借金など

国民年金保険料などの領収書は、年金を受け取るまで保存してください。

があり返品したいときなど役立ちます。

昭和五十六年度第二回 北海道危険物取扱者試験

- 一、試験月日 昭和56年10月18日(日)
- 二、試験地 稚内市
- 三、試験の種類 甲種、乙種(第一類、第二類)及び丙種
- 四、受験願書の受付期間 9月1日より9月12日まで
- 五、受験願書の受付場所 宗谷支庁地方振興部 稚内市大黒5丁目

- 六、その他 試験要領及び受験願書用紙は宗谷支庁地方振興課各消防本部、支署にあります。その他、受験資格、受験手続等詳細については宗谷支庁地方振興課、TEL 〇一六二一三二二五〇内線三五七番に問合せ下さい。

博物館 7月の入館者

区分	7月	累計	
個人	小・中学生	297人	661人
	一般	3,531	
団体	小・中学生		123
	一般	696	925
合計	4,524	8,612	

「児童扶養手当」特別児童扶養手当

昭和56年8月分からそれぞれ次の通り引き上げられます。

〈児童扶養手当〉

○児童一人 三二、二〇〇円

(従来二九、三〇〇円)

○児童二人 三六、二〇〇円

(従来三四、三〇〇円)

〈特別児童扶養手当〉

○一級 三六、〇〇〇円

(従来三三、八〇〇円)

○二級 二四、〇〇〇円

(従来二二、五〇〇円)

利尻浮島まつり

盛会のうちに終る



こ笛隊パレード

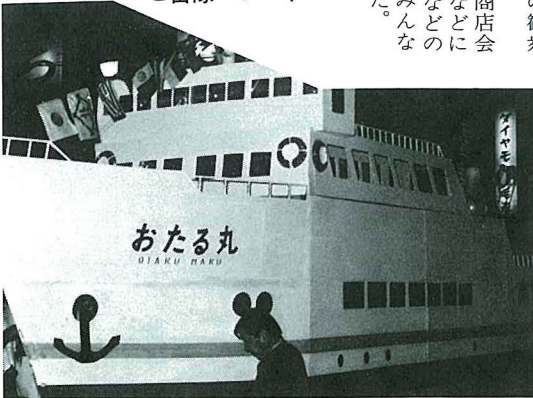
第十一回を迎えた今年の「りり浮島まつり」は雨天のため、一日延期になり八月六、七日の両日杳形 仙法志でそれぞれ行なわれました。

両地区とも鳥追い笠に、ゆかた姿の踊り手が、きれいな足なみで市街をねり歩き、又趣向をこらした「山車」も加わり、沿道の観衆を楽しませました。

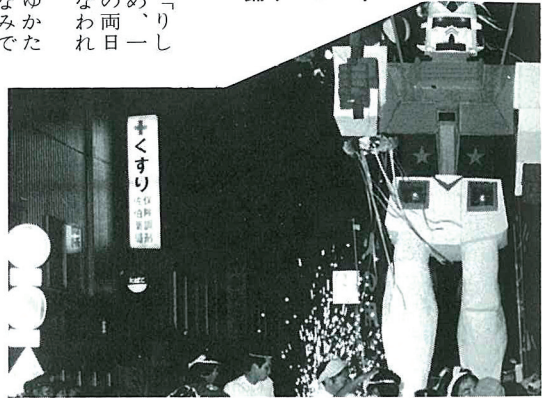
これと同時に、両地区で商店会商工会青年部、漁組青年部などによる、どんと市、スイカ割などの協賛行事も行なわれ、町民みんなで楽しい一日を過ごしました。



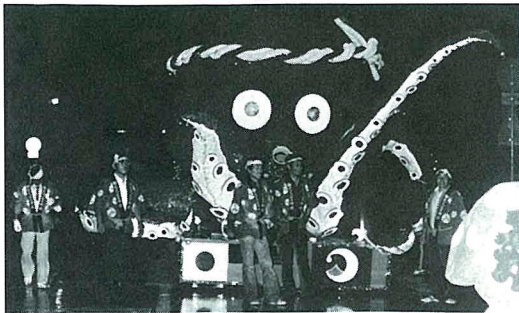
踊りパレード



山車 おたる丸



山車 ガンダム



山車 たこ



どんと市



カラオケ大会



子どもスイカ割大会

